

海面における漁場計画

令和 7 年 7 月

大 阪 府

第 1 種・第 2 種・第 3 種共同漁業権

1 公示番号 共第17号(変更:共第17号)

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	えむし漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	おごのり漁業	6月1日から10月31日まで
第1種共同漁業	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	がんがら漁業	1月1日から12月31日まで
第1種共同漁業	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

阪南市尾崎町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第6号、ア、イ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、尾崎港防波堤内を除く。

基点第6号 泉南市と阪南市の境界

北緯34度22分31.7秒 東経135度15分02.0秒

基点第8号 阪南市尾崎町と新町の境界(トクサ川川口中央)

北緯34度21分35.7秒 東経135度14分03.5秒

ア 基点第6号から真方位320度、500メートルの点

北緯34度22分44.1秒 東経135度14分49.4秒

イ 基点第8号から真方位320度、200メートルの点

北緯34度21分40.7秒 東経135度13分58.5秒

3 免許予定日

令和7年10月1日

4 関係地区

阪南市尾崎町

5 存続期間

平成30年9月1日から

令和10年8月31日まで